

社会福祉法人 大分県聴覚障害者協会

役員、評議員等 報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大分県聴覚障害者協会の役員、評議員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会・評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事、評議員が理事会、評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員の勤務報酬等)

第4条 理事長、理事、評議員が理事会、評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

3 前項にあたる役員に対しては、別表1及び別表2に係る報酬及び実費弁償費並びに第6条に係る報酬支出は、これを行わないものとする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営 状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

役員報酬規程

(出張旅費)

第6条 役員・評議員等が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給することができる。

2 旅費は、実費を支給する。

3 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(適用除外)

第7条 施設の職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(改正)

第8条 本規程の改正は、理事会の議決を経なければならない。

付 則

(実施期日)

この規程は、平成29年4月1日より適用する

平成30年6月3日改正。

社会福祉法人 大分県聴覚障害者協会 役員・評議員

別表1 理事・評議員・監事報酬規程

役員・評議員	報 酬 費(1回)	その他(費用弁償)
理 事	5,000円	別紙旅費規定による
監 事	会計監査監事 22,200円 事業監事 22,200円	別紙旅費規定による
評 議 員	5,000円	別紙旅費規定による

別表2 理事・評議員・監事の勤務報酬等

役員・評議員	報 酬 費	その他(費用弁償)
理 事 評 議 員	1時間2,000円	別紙旅費規定による

別表3 理事・評議員・監事出張費規定

役員等	旅 費	宿泊費	その他(雑費)
理 事	実 費	実 費	1日1,100円×泊数
評議員	実 費	実 費	1日1,100円×泊数
監 事	実 費	実 費	1日1,100円×泊数

*九州聴覚障害者団体連合会及び全日本ろうあ連盟の評議委員会出席については上記規定とは別に大会開催場所等に応じて旅費負担割合を算出する。

